

公 告

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・
調査検討・設計・用地境界測量等）に関する協定の締結

次のとおり公告します。

令和5年7月5日

国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所長 村田 啓之

1. 協定の概要等

（1）協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、荒川上流河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計・用地境界測量等）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（2）業務の実施区域

荒川上流河川事務所管内の荒川水系の河川及びその流域。

（3）協定期間 協定締結日～令和8年8月31日

（4）協定書（案）別紙－1のとおり

（5）協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内容	協定締結業者予定数
区分（1）	工事用測量に関する業務	10社程度
区分（2）	UAV等による空中写真測量に関する業務	10社程度
区分（3）	地質調査に関する業務	10社程度
区分（4）	治水対策検討等に関する業務	10社程度
区分（5）	治水施設（護岸・堤防・樋管（門）等）の詳細設計に関する業務	10社程度
区分（6）	権利者調査・用地境界測量・建物等の調査等に関する業務	10社程度

3. 資格要件

(1) 企業要件

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 上記2. の区分（1）・（2）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（3）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（4）・（5）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（6）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

3) 上記2. の区分（6）については、「補償コンサルタント登録規定」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項別表の「土地調査部門」及び「物件部門」の登録を受けていること。かつ測量法第55条に基づく登録があること。

4) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

7) 平成25年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会

社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

区分（１）、（２）、（３）、（４）、（５）の業務：国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、上記２．の区分毎に次に示した業務。

区分（１）：工事用測量に関する業務

区分（２）：UAV 等による空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討等に関する業務

区分（５）：治水施設の詳細設計に関する業務

区分（６）の業務：国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務のうち、上記２．の区分毎に次に示した業務。

区分（６）：用地測量等に関する業務

- ８）上記２．の区分（１）については、本店が東京都内、埼玉県内又は群馬県内に所在すること。区分（２）・（４）・（５）については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。区分（３）については、本店、支店又は営業所が埼玉県内に所在すること。区分（６）については、本店、支店又は営業所が東京都内、埼玉県内又は群馬県内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

- i）土木関係建設コンサルタント（上記２．の区分（４）・区分（５）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記載された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。

- ii）地質調査（上記２．の区分（３）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）して

いる支店等営業所をいう。

iii) 測量（上記 2. の区分（1）、区分（2）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式 1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式 3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

iv) 補償関係コンサルタント（上記 2. の区分（6）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式 1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式 3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、補償業務に関する実務経験を 1 年以上有していると認められる者が常駐（常に 1 名以上常駐）している支店等営業所をいう。

（2）技術者要件

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において 3 箇月以上の雇用関係にあることをいう。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（1）・（2）について

ア)	測量士
----	-----

区分（3）について

ア)	技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）
イ)	技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ)	国土交通省登録技術者資格
エ)	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級：資格分野を「地盤・基礎」（上記ウを除く）

区分（4）・（5）について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
イ)	技術士（建設部門）
ウ)	国土交通省登録技術者資格
エ)	RCCM（上記ウを除く）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）（上記ウを除く）

区分（6）について

ア)	「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務
----	-----------------------------------

	管理者)
イ)	「土地調査部門」の補償業務管理士
ウ)	「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
エ)	行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

4. 出勤の要請を行う順位の評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。なお、具体的評価点数については、別表－1を参照するものとする。

1) 企業の業務実績

平成25年度以降公告日までに完了した業務を下記にて評価する。

- ・区分(1)、(2)、(3)、(4)、(5)については、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分(1): 工事用測量に関する業務

区分(2): UAV等による空中写真測量に関する業務

区分(3): 地質調査に関する業務

区分(4): 治水対策検討等に関する業務

区分(5): 治水施設の詳細設計に関する業務

- ・区分(6)については、国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分(6): 用地測量等に関する業務

2) 地域性等

i) 地理的条件

- ・区分(1)については、本店縛りを行うため、この項目では評価しない。
- ・区分(2)、(3)、(4)、(5)、(6)については、対象地域における「本店」、「支店又は営業所」の所在地により評価する。

ii) 地域貢献度

- ・関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において令和元年度以降参加表明書の提出までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を評価する。

3) 専門技術力

i) 企業の業務成績

令和3年度以降令和4年度末までに完了した業務を下記にて評価する。

- ・区分(1)、(2)、(3)、(4)、(5)については、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分(1): 工事用測量に関する業務

区分(2): UAV等による空中写真測量に関する業務

区分(3): 地質調査に関する業務

区分(4): 治水対策検討等に関する業務

区分(5): 治水施設の詳細設計に関する業務

- ・区分(6)については、国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分（６）：用地測量等に関する業務

※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。

- １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）
- ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務
- ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

ii) 企業の優良表彰

・関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

- ア) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある。
- イ) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある。

iii) 技術者の業務成績

令和元年度以降令和４年度末までに完了した業務を下記にて評価する。

- ・区分（１）、（２）、（３）、（４）、（５）については、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分（１）：工事用測量に関する業務

区分（２）：UAV 等による空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討等に関する業務

区分（５）：治水施設の詳細設計に関する業務

- ・区分（６）については、国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分（６）：用地測量等に関する業務

※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。

- １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）
- ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務
- ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

iv) 技術者の優良表彰

・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和元年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

- ア) 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。
- イ) 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

なお、最終的な要請順位については、上記の事項に加え、被災箇所や被災状況を鑑み、被災箇所に到着するまでの時間や確保できる体制等を考慮して総合的に判断する。

5. 手続き等

- (1) 本協定締結申請者は、3. に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、荒川上流河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 担当部局

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所流域治水課

TEL 049-246-6360

FAX 049-244-9077

メールアドレス ktr-arajo-ryuikichisui@gxb.mlit.go.jp

担当：流域治水課長 與田 直斗

(3) 申請書類

- 1) 申請書様式-1
- 2) 調査票様式-2～6

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和5年7月5日（水）から令和5年8月4日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

2) 交付方法

国土交通省荒川上流河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、FAX 又は電子メールにより提出すること。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

FAX 及び電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

2) 提出期間

令和5年7月5日（水）から令和5年8月4日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

3) 提出場所

上記（2）に同じ。

- (6) 企業の業務実績として記載する業務のTECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(7) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 荒川上流河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。(様式は自由とするが、参考として質問書様式を参考資料1に示す。)

①提出方法

上記(5) 1)と同じ。

②受領期間

令和5年7月5日(水)から令和5年7月12日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

③提出場所

上記(2)と同じ。

- 6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表-1に3. と4. に関する資格要件と評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。

※分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

7. 協定締結者への通知

「荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・用地測量調査等)に関する協定」の締結についての通知は、令和5年8月17日(木)(予定)をもって協定締結者に通知する。

8. 非締結に関する事項

- (1) 協定を締結しなかった者(参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等)は、担当部局に対して締結しなかった理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

①提出期限：令和5年8月18日(金) 17時15分

②提出場所：5. (2)に同じ。

③提出方法：5. (5) 1)に同じ。

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和5年8月24日（木）までに、説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・
調査検討・設計・用地境界測量等）に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 村田 啓之（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇
〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協
定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川上流河川事務所の管理区間内（以下「管内」という。）において、災害が
発生した場合に、被害施設の早期復旧と拡大防止に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第 2 条 業務の実施区域は、荒川上流河川事務所管内の荒川水系の河川及びその流域とする。

（業務の内容）

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とす
る。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内容	協定締結業者予定数
区分（１）	工事用測量に関する業務	１０社程度
区分（２）	UAV 等による空中写真測量に関する業務	１０社程度
区分（３）	地質調査に関する業務	１０社程度
区分（４）	治水対策検討等に関する業務	１０社程度
区分（５）	治水施設（護岸・堤防・樋管（門）等） の詳細設計に関する業務	１０社程度
区分（６）	権利者調査・用地境界測量・建物等の調 査等に関する業務	１０社程度

（技術者）

第 4 条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に
掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面によ
り甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年 8 月 3 1 日までに、9 月 1 日の技術者の雇用状況（予
定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第 5 条 甲は、乙に対し、第 2 条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出

動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、荒川上流河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

- 第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負

担とする。

（有効期限）

第 13 条 本協定の有効期限は、協定締結日から令和 8 年 8 月 3 1 日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 5 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

荒川上流事務所長 村田 啓之

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

荒川上流河川事務所長 村田 啓之 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
F A X
E-mail

希望する協定区分：

令和５年７月５日付けで公告のありました荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計・用地境界測量等）に関する協定の締結に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第９８条において準用する予決令第７０条の規定に該当する者でないこと並びに協定参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注１：複数の協定区分への参加を希望する場合は、希望する協定区分毎に協定参加資格確認申請書を作成し、提出すること。

(様式－２)

・企業の平成２５年度以降公告日までに完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

・令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務の優良業務表彰等の経歴（関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く））

業務名	発注機関	履行期間	表彰の種類

・企業の令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務成績

過去２ヶ年の平均業務成績	
各業務名及び評点	

注１：業務分類は、下記を参照の上、記載する。

- ・区分（１）の場合：工事用測量に関する業務
- ・区分（２）の場合：UAV等による空中写真測量に関する業務
- ・区分（３）の場合：地質調査に関する業務
- ・区分（４）の場合：治水対策検討等に関する業務
- ・区分（５）の場合：治水施設の詳細設計に関する業務
- ・区分（６）の場合：用地測量等に関する業務

注２：優良業務表彰等の経歴の記載については、様式－４に記載した技術者の同種業務を重複して記載できる。

注３：業務実績の記載は区分毎に１社当たり１件とする。

注４：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

・配置予定管理（主任）技術者の経歴等

ふりがな		②生年月日		
①氏名				
③所属・役職				
④保有資格 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） 技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） 技術士（建設部門） 技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） 国土交通省登録技術者資格 土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級） 土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級：資格分野を地盤・基礎） R C C M 測量士 補償業務管理者（土地調査部門） 補償業務管理士（土地調査部門） 実務経験者（土地調査部門に係る補償業務に関し７年以上の経験有） 実務経験者（行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督の実務３年以上を含む２０年以上の経験有）				
⑤令和元年度以降令和４年度末までに完了した業務の優秀技術者表彰、または優良業務表彰等の経歴 （国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）） なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とし、テクリスに管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない場合は、表彰実績として認めない。				
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	表彰の種類

注１：記載は区分毎に最大５名までとし、資格の保有を証明する書類の写しを添付すること。

注２：複数の協定区分への参加を希望する場合は、技術者を複数区分へ記載できるものとする。

注３：表彰状の写し等、表彰を受けたことが確認できる書類を添付すること。

(様式－４)

・配置予定管理（主任）技術者の令和元年度以降令和４年度末までに完了した業務成績

過去４ヶ年の平均技術者評点	
各業務名及び評点	

注１：記載は区分毎に最大５名までとする。

注２：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向事例等の写しを添付すること。

(様式－５)

- ・区分（１）・（６）については東京都内、埼玉県内、又は群馬県内、区分（２）・（４）・（５）については関東地方整備局管内、区分（３）については埼玉県内に所在している業務拠点を１つ記載する。

※なお、区分（１）については、本店が東京都、埼玉県又は群馬県内に所在する者に限る。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

- ・関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において令和元年度以降参加表明書の提出までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を記載する。

事務所名	業務名	業種区分	災害名	活動内容	活動内容詳細	災害活動 完了日

※災害活動実績を確認できる書類を添付すること。

・恒常的雇用関係に関する要件の確認

以下に該当する場合、☒を記す。

- ☐ 本業務の履行期間中に配置する配置予定管理（主任）技術者との雇用関係は直接雇用により業務を実施する。

※恒常的雇用関係について確認できる書類を添付すること。

令和 5 年〇〇月〇〇日

質問書

件名：荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・
調査検討・設計・用地境界測量等）に関する協定の締結

質問 1：

質問 2：